これは正会員（都道府県連盟）がその連盟規約を作成または改正するときに参考にするための資料です。あくまでも参考資料であってこのような連盟規約の内容を強制しているものではありません。連盟規約の具体的な内容については正会員が決めてください。 2022年12月27日 JHF会長

**〇〇県ハング・パラグライディング連盟規約**（参考規約）

第１条（名称）

　本連盟は名称を〇〇県ハング・パラグライディング連盟と称する。

第２条（所在地）

　本連盟は主たる事務所を〇〇県〇〇市におく。

第３条（目的）

　本連盟は、〇〇県内のハンググライディング及びパラグライディングに関する活動を推進し、〇〇県内の諸団体の活動の円滑化をはかり、ハンググライディング及びパラグライディングの健全な発展と普及をはかることを目的とする。

第４条（事業）

　本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）　〇〇県内のハンググライディング及びパラグライディングの普及及び振興。

（２）　〇〇県内のハンググライディング及びパラグライディングの事故防止と安全確保。

（３）　ハンググライディング及びパラグライディングにかかわる行事の開催及び後援。

（４）　行政機関等との連絡及び調整。

（５）　ＪＨＦ事業への協力。

（６）　その他本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第５条（会員）

（１）　本連盟は、ＪＨＦフライヤー会員であり、かつ、本連盟の会費を納めた〇〇県内に在住または在勤の者を会員とする。

注）会費を要件とする場合はこうなります。会費を０とする場合も将来は会費を決める可能性もあるので規定は変えずに会費を０としておいた法が簡単と思います。

（２）　ただし、理事会が認めた場合には、〇〇県内に在住または在勤していない者であっても本連盟の会費を納めた者を会員とすることができる。

注）（１）項で同じ県内に在住する人を原則とした場合の例外規定となります。

第６条（入会）

　本連盟の会員になろうとする者は、理事会の定める方法により申込み、理事会の承認を受け、所定の会費を収めたときに会員となる。

第７条（会費）

　会員は、総会で定めた年会費を支払う義務を負う。

第８条（退会）

　会員は次の場合に本連盟を退会する。

（１）　死亡したときまたは退会届を提出したとき。

（２）　２年分以上の会費を滞納したとき。

（３）　総会により除名されたとき。

第９条（総会）

　総会は、全ての会員をもって構成する。

第１０条（総会の権限）

（１）　会員の除名。

（２）　理事及び監事の選任及び解任。

（３）　事業報告、決算報告及び予算案の承認。

（４）　本規約の変更。

（５）　その他本連盟の運営にかかわる重要な事柄。

第１１条（総会の開催）

　総会は、定時総会として毎年　月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

注）何月の開催でもいいですが一年に一度は必ず開催してください。時期は会員の皆さんの都合に合せたり毎年６月にＪＨＦの総会が開催されるのでその前にするとかいろいろと考えられます。

第１２条（総会の招集）

（１）　総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

（２）　議決権を有する会員数の５分の１以上の会員から理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

（３）　総会を招集する場合には、次の事項を総会の日の２週間前までに、会員に対し、書面または電子メールなどの方法により通知しなければならない。

①　総会の日時及び場所

②　オンラインによる総会参加（議決権行使を含む）が可能か否か。可能な場合はその方法。

③　総会の目的である事項

注）総会の開催通知は必ず全会員に通知する必要があります。全会員に意見を言い議決に参加する機会を保障するためです。総会の年一回の開催と招集通知は守ってください。

第１３条（議長）

　総会の議長は、原則として理事がこれにあたる。

注）理事のなかの誰かが議長になることになります。

第１４条（議決権）

（１）　総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

（２）　総会に出席しない会員は、書面により議決権を行使することができる。

（３）　会員は委任状により他の会員に議決権の行使を委任することができる。

（４）　オンライン方式による会員の出席を認めた総会では、会員はオンラインによる質問、意見の表明及び議決権の行使をすることができる。

第１５条（決議）

（１）　総会の決議は、総会員の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

（２）　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の３分の２以上にあたる多数をもって行う。

①　会員の除名

②　本規約の変更

（３）　議長は総会において会員として保有する自らの議決権を行使することができる。

（４）　理事または会員が総会の目的である事項について提案をし、その提案について、本連盟に所属する全ての会員が書面または電子メール等により同意の意思を表示したときはその提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

注）総会を実際に開催しなくても全会員の同意があるときは手続を簡易にしてもいいのではないかという趣旨です。

第１６条（議事録）

（１）　理事長は総会の議事録を作成し、出席した理事は議事録を確認し署名ないし記名押印をする。議事録の作成及びそれに対する署名ないし記名押印は電磁的記録の方法によることを妨げない。

（２）　議事録には、決議事項、決議の賛成・反対・棄権の票数を記載しなければならないほか、記録のために総会における議論のうち主要な賛否の意見を記載するようにする。

（３）　会員は誰でも総会の議事録を閲覧謄写することができる。

注）議事録は総会を開催したことの証拠となるものですので必ず作成してください。

第１７条（役員）

　本連盟には次の役員をおく。

（１）　理事３名以上９名以内（うち理事長１名、副理事長１ないし２名）

（２）　監事１名以上２名以内

注）役員の人数はその実情に合せて変更してください。

第１８条（理事及び監事の職務）

（１）　理事は、理事会を構成し、理事会にしたがって職務を執行する。

（２）　理事は、その互選により理事長、副理事長を選任及び解任する。

（３）　理事長は、本連盟を代表し、総会を招集する。

（４）　副理事長は、理事長が欠けたときまたは理事長が職務を執行することができないときは代わってその職務を行う。

（５）　監事は、本連盟を監査し総会で報告する。また、理事会及び各理事の職務について報告を求めることができる。

（６）　理事が監事を兼任することはできない。

第１９条（理事会の職務）

（１）　理事長は、理事会を招集する。

（２）　２人以上の理事は理事会の招集を理事長に請求することができ、その場合、理事長は２週間以内に理事会を招集しなければならない。

（３）　理事会は、オンライン方式によって開催し決議することができる。

（４）　理事会は、本連盟の事業を執行する。理事会は、前年度の事業報告と決算報告、新年度予算案を作成し、定時総会で報告しその承認を得なければならない。

（５）　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除いた過半数の理事が出席し、その過半数をもって行う。なお議長も議決権を行使することができる。

（６）　理事会は理事会議事録を作成し会員が閲覧できるようにしなければならない。

第２０条（役員の任期）

（１）　理事の任期は、選任された総会の２年後に開催された総会の終了するときまでとする。監事の任期も同様とする。ただし再任を妨げない。

（２）　補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

（３）　理事または幹事は、第１７条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により任期が終了した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または幹事としての権利義務を有する。

第２１条（委員会）

　理事会は、本連盟の目的のために委員会を設置しまた廃止することができる。

　理事会は、委員会の委員を選任または解任することができる。

第２２条

　本連盟の代表者またはその委任を受けた会員を公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下ＪＨＦ）の総会に正会員代表として派遣する。

第２３条（会計年度）

２　本連盟の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第２４条（附則）

１　本規約の施行に必要な細則は理事会の決議により理事長がこれを定める。

２　この規約は　年　月　日から実施する。

３　年　月　日、本規約を改正した。

　　年　月　日、本規約を改正した。

（ここから招集通知の例）

　　　　　　　　　　○○年定時総会開催通知

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○県ハング・パラグライディング連盟

　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　○○

（総会の開催日時及び場所）

　○○年の定時総会を次のとおり開催します。

　　　　日時　　　○○年　月　日　時　分から

　　　　場所

（総会の目的）

１　○年決算報告書の承認

２　○年予算案の承認

３　人事

　（１）　○○氏を理事に選任する件

　（２）　△△氏を理事に選任する件

　（３）　□□氏を幹事に選任する件

４　協議事項

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

（ここから議事録の例）

　　　○○県ハング・パラグライディング連盟○○年定時総会議事録

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○県ハング・パラグライディング連盟

　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　○○

（総会の開催日時及び場所）

　○○年○月○日○時から、○時まで

　○○（住所・施設などの会場名）

　　ただし、会場だけでなくオンラインを併用した（又はオンラインにより開催した。など）。

（総会の出席者）

　出席者数　名（そのうちオンラインによる参加者は　名）

　別紙出席者目録に記載したとおり

　総会当日における総会員数　名

（議事内容）

１　○○年決算報告書は、承認された。

　　　賛成　名　反対　名　棄権　名

２　○○年予算案は、承認された。

　　　賛成　名　反対　名　棄権　名

３（１）　○○氏を理事に選任する件は、承認された。

　　　賛成　名　反対　名　棄権　名

　（２）　△△氏を理事に選任する件は、承認された。

　　　賛成　名　反対　名　棄権　名

　（３）　□□氏を幹事に選任する件は、承認された。

　　　賛成　名　反対　名　棄権　名

４　その他（総会における重要な意見等）

（ここから会員名簿記載事項）

○○県ハング・パラグライディング連盟会員名簿記載事項

氏名

生年月日

ＪＨＦフライヤー登録番号

住所（または勤務先名と住所）

電話番号

メールアドレス